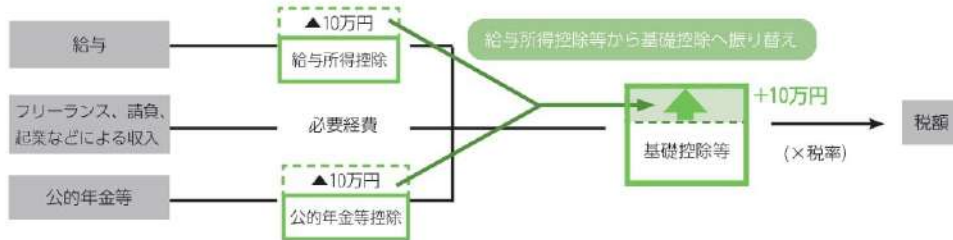


令和3年度からの市・県民税の改正点

01 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替え

働き方の多様化による「働き方改革」を後押しするため、特定の収入にのみ適用される給与所得控除および公的年金等控除の金額を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の金額を10万円引き上げます。
※給与と年金の両方の収入がある人は所得金額調整控除が適用される場合があります



02 配偶者・扶養控除等および非課税措置の所得要件の引き上げ

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替えにより、同じ収入であっても、合計所得金額や総所得金額等が10万円増加するため、配偶者・扶養控除等および非課税措置の所得要件が10万円引き上げられます。

	改正後の所得要件など	※給与収入のみの場合
配偶者控除・扶養控除	【同一生計配偶者および扶養親族要件】 合計所得金額48万円以下	給与収入103万円以下
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額48万円超133万円以下	給与収入103万円超 201万5,999円以下
勤労学生控除	合計所得金額75万円以下	給与収入130万円以下
障がい者、未成年者、寡婦およびひとり親に対する非課税措置	合計所得金額135万円以下	給与収入204万3,999円以下
家内労働特例 (必要経費の最低保証額)	55万円以下	—
市・県民税均等割が非課税	1. 扶養親族なし 合計所得金額41万5千円以下 2. 扶養親族あり 31万5千円×(本人、同一生計配偶者および扶養親族の合計数)+10万円+18万9千円	1. 扶養親族なし 給与収入96万5千円以下 2. 扶養親族あり(1人) 給与収入146万9千円以下 扶養親族あり(2人) 給与収入187万9,999円以下
市・県民税所得割が非課税 (均等割のみ課税)	1. 扶養親族なし 合計所得金額45万円以下 2. 扶養親族あり 35万円×(本人、同一生計配偶者および扶養親族の合計数)+10万円+32万円	1. 扶養親族なし 給与収入100万円以下 2. 扶養親族あり(1人) 給与収入170万3,999円以下 扶養親族あり(2人) 給与収入221万5,999円以下

※昨年1年間の収入が給与のみの人の例です。公的年金、事業、不動産などの収入がある人はそれぞれの合計所得金額をもとに算出します

後期高齢者医療保険料の軽減措置が変わりました

問い合わせ 課税課保険係 ☎9114

保険料の計算方法

令和3年度の後期高齢者医療制度の保険料を、次のとおり計算し、7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。

年間保険料 (限度額 64 万円)

均等割額 + 所得割額

46,451 円 (※)

※所得割額 = (総所得金額等 - 基礎控除) × 所得割率

保険料率

均等割額 46,451円
所得割率 8.84%
限度額 64万円

※基礎控除は、前年の合計所得金額が2,400万円以下は43万円、2,400万円超2,450万円以下は29万円、2,450万円超2,500万円以下は15万円、2,500万円超の場合は0円(適用なし)です

保険料の軽減

次の所得の世帯の人や健保組合などの被扶養者であった人は、次の軽減措置があります。

●均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年中の所得金額に応じて、均等割額が軽減されます。

後期高齢者医療保険料の軽減特例の見直しが令和元年度から段階的に行われ、令和3年度から均等割額の軽減の上限が7割軽減となりました。

令和3年度の市・県民税税額決定通知書の発送

令和3年度の市・県民税の税額決定(納税)通知書(普徴徴収分)を、6月10日(木)付けで発送する予定です。

令和3年度の市・県民税は、令和2年中(令和2年1月1日~12月31日)の所得に対して、次の申告書や支払報告書などに基づき計算しています。

- ・令和2年分の所得税の確定申告書
- ・令和3年度分の市・県民税申告書
- ・各支払者が提出した令和3年度の給与支払報告書や公的年金等支払報告書など

◆市・県民税の申告書および確定申告書の提出期限が延長されたため、今回の通知書に申告内容が反映されていない場合があります。この場合、第2期以降での課税または税額変更の処理を行い、通知書を送付します。

対象となる世帯	軽減後の均等割額 (年額)
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1) 以下の場合	7割軽減 1万3,935円
43万円 + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1) 以下の場合	5割軽減 2万3,225円
43万円 + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1) 以下の場合	2割軽減 3万7,160円

※「給与所得者等」とは、給与所得または公的年金等による雑所得を有する人です
※所得が公的年金の場合は、軽減判定の際に限り15万円を限度として控除があります
※判定の際「専従者控除」、「居住用財産や収入により減額した場合等の課税の特例」の適用はありません
※所得などの申告がない場合は、軽減されません
※軽減判定は、賦課期日(毎年4月1日または資格取得日)時点で行われます

●健保組合などの被扶養者であった人に対する軽減

後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合など(国保および国保組合は除く)の被扶養者であった被保険者は、特例措置として所得割額の負担はなく、資格取得後2年を経過するまでの間に限り、均等割額が5割軽減され、年間保険料額は2万3,225円となります。

ただし、均等割額の7割軽減にも該当する人は、年間保険料額が1万3,935円となります。

所得課税証明書の発行

所得課税証明書は、窓口での請求のほか、郵便での請求、マイナンバー(個人番号)カードを使ってコンビニエンスストアのマルチコピー機でも発行できます。

請求方法に関して詳しくは、市ホームページで確認するか、課税課まで問い合わせてください。



◆マイナンバーカードを使ったコンビニでの証明書の発行方法に関して、詳しくは市ホームページで確認してください

税額決定通知書に関する問い合わせ

- ・課税課市民税係 ☎9113 (課税内容)
- ・税制収納課徴収係 ☎9111
- ・税制収納課滞納整理係 ☎9112 (納付に関する相談)

所得課税証明書に関する問い合わせ

課税課市民税係 ☎9113